

一般不妊治療費と特定不妊治療費があります。

(平成23年度)

特定不妊治療費の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

一般不妊治療費補助金を申請される方へ

一般不妊治療費補助金交付とは

不妊検査、一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く）を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療を受けた方でも一般不妊治療の申請が可能です。



一般不妊治療とは

医師が必要と認めた不妊治療、または治療の一環として行われる検査です。ただし、次の(1)～(3)に該当するものは除きます。

- (1) 夫婦以外の第三者からの卵子または胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

補助対象者

次の条件すべてに該当する方

- (1) 法律上の夫婦
- (2) 夫婦またはどちらか一方が岡崎市に住民登録がある方
(岡崎市内在住の期間中に行った治療が対象となります。)
- (3) 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科の医療機関、または特定不妊治療の指定医療機関で治療を受けた方
- (4) 所得の要件



夫婦の市民税・県民税課税（所得）証明書（ ）の合計所得金額から、一律 8 万円、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障がい者・特別障がい者・勤労学生控除を差し引いた額が、730万円未満であること

4月・5月の申請は平成22年度（平成21年分）

6月～3月の申請は平成23年度（平成22年分）

市民税・県民税課税（所得）証明書は、市役所東庁舎 1階税証明窓口、3階市民税課及び各支所で交付されます。岡崎市では用途（不妊治療費補助金）を記載すれば、交付手数料は無料になります。

- (5) 夫婦共に国民健康保険または社会保険等に加入している方

補助の額と補助対象期間

自己負担額の2分の1の額で、年度に5万円まで。(診療月から継続する2年間の補助。)
 ただし、前の住所地(県内のみ)で既に補助を受けている場合は、その補助金額・期間を含みます。
 第二子以降も同様に助成対象となります。

(例1)平成22年3月診療分から2年間補助を受けた方の場合

| | | | | | | |
|-----|-------------|---|-------------|-------------|---|-------------|
| 診療月 | 平成22年 3月 | ~ | 平成23年 2月 | 平成23年 3月 | ~ | 平成24年 2月 |
| 補助額 | ← 5万円 → | | | ← 5万円 → | | |

(例2)平成21年10月診療分から2年間補助を受けた方の場合

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------|---|-------------|-------------|---|-------------|-------------|---|-------------|
| 診療月 | 平成21年 10月 | ~ | 平成22年 2月 | 平成22年 3月 | ~ | 平成23年 2月 | 平成23年 3月 | ~ | 平成23年 9月 |
| 補助額 | ← 2万円 → | | | ← 5万円 → | | | ← 3万円 → | | |

申請期日

平成23年3月1日から平成24年2月29日までに行った診療分
 平成24年4月2日までに申請してください。

申請書類等

岡崎市不妊治療費補助金交付申請書

岡崎市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関が証明したもの。院外処方分を申請する場合も医療機関に申し出て、薬局徴収分として証明を受けてください)

医療機関(薬局含む)発行の「領収書」とそのコピー

健康保険証 夫婦2人分

印鑑

申請者又は配偶者名義の振込先口座番号の分かるもの

市町村民税の課税(所得)証明書 夫婦2人分(詳しい控除額の内容が分かるもの。市役所で発行)

- ・平成23年4月・5月の申請 平成22年度(平成21年分)
- ・平成23年6月~平成24年3月の申請 平成23年度(平成22年分)

ただし、平成23年1月1日(4月・5月の申請は平成22年1月1日)時点で岡崎市に住民登録があり申請者の同意の上で保健所が確認可能な場合は、省略ができます。

その他

夫及び妻が同一世帯でない場合——

法律上の婚姻関係にあることを証明できる戸籍謄本または外国人登録原票記載事項証明書など続柄の分かる書類

申請から補助の流れ

申請書類を岡崎市保健所へ提出

審査

補助の可否及び金額決定 申請者に郵送で通知 補助金振り込み

(申請から補助金振り込みまで、2か月程度かかることがあります。)

問い合わせ先

申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

岡崎市保健所 健康増進課 母子保健2班

電話 0564-23-6180

FAX 0564-23-5071



